

つちはし事務所通信

12

December

2011



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2011年12月1日

トピックス 昨年度 残業代不払いでの是正支払総額は123億円超

賃金不払残業(いわゆるサービス残業)について、全国の労働基準監督署が労働基準法に違反していると是正指導した事案のうち、1企業当たり100万円以上の割増賃金が支払われた事案の平成22年度における状況が取りまとめられ、厚生労働省から公表されました。

今年は昨年よりさらに増え、100万円以上の是正企業数は165社増えて1,386企業、是正支払総額は7億2,060万円増えて、123億2,358万円になりました。



割増賃金の是正支払の状況

- ・是正企業数 1,386 企業 (前年度比 165 企業の増)
- ・支払われた割増賃金合計額 123 億 2,358 万円 (同 7 億 2,060 万円の増)
- ・対象労働者数 11 万 5,231 人 (同 3,342 人の増)
- ・支払われた割増賃金の平均額は、1 企業当たり 8 8 9 万円、労働者 1 人当たり 1 1 万円

業種別等の状況

- ・企業数、支払われた割増賃金額では製造業、対象労働者数では商業が最も多い
- ・1 企業での最高支払額は「3 億 9,409 万円」(旅館業)、次いで「3 億 8,546 万円」(卸売業)、「3 億 5,700 万円」(電気通信工事業)の順

厚生労働省が公表している賃金不払残業の是正事例

< 事例 A (小売業、約 200 人、北海道・東北) >

会社は、始業・終業時刻をタイムカードにより確認しているとしていたが、監督署が会社の機械警備記録等を調査したところ、タイムカードの最終打刻者の退勤時刻と警備開始時刻に大幅な相違が生じていた。そこで、会社からの事情聴取などの結果、所定労働時間終了後に、労働者にタイムカードを打刻させた後で時間外労働を行わせていたことが確認された。

監督署は、確認した賃金不払残業については是正勧告するとともに、

全社的な実態調査を行い、賃金不払残業が明らかになった場合には適正な割増賃金を支払うこと、賃金不払残業の再発防止対策を確立し、実施することを指導した。



労働基準法違反がないよう、日頃から、労働時間を適正に把握して、時間外労働を行う必要がある場合には、36 協定の締結・届出、割増賃金の支払いといった手続きを適正に行う必要があります。さらに、あらゆるトラブルに対応できるよう就業規則を整備しておくことが重要です。

不安があれば、お気軽にご相談下さい。「転ばぬ先の杖」が大切です!

1. 非課税として扱われる通勤手当の範囲

通勤手当の非課税範囲は、通勤手段や通勤距離に応じて限度額が定められています。

まず、電車やバス等の交通機関を利用している場合には、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の通勤定期券等の額が非課税限度額（1ヶ月当たりの最高限度額10万円）となります。

一方自転車や自動車等の交通用具を使用して通勤する場合には、表のとおり、その片道の通勤距離に応じ、1ヶ月当たり一定の金額（距離比例額）までが非課税として扱われます。さらに、この通勤距離が片道15km以上の者については、距離比例額より運賃相当額（ ）が高い場合は運賃相当額までが非課税とされる措置が設けられていました。

表：非課税となる1ヶ月当たりの限度額
（距離比例額）

運賃相当額

交通用具を使用して通勤する者が電車やバス等の交通機関を利用したときに負担することとなるべき運賃等。通勤に必要な運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路および方法による運賃または料金の額に相当する金額をいう。

片道の通勤距離	1ヶ月当たりの限度額
2 km 未満	全額課税
2 km 以上 10km 未満	4,100 円
10km 以上 15km 未満	6,500 円
15km 以上 25km 未満	11,300 円
25km 以上 35km 未満	16,100 円
35km 以上 45km 未満	20,900 円
45km 以上	24,500 円

2. 運賃相当額の廃止

今回の改正では、1.の自転車や自動車等の交通用具を使用して通勤する場合における運賃相当額が距離比例額を超える際の措置が廃止されました。これにより、通勤手当を、距離比例額を超えて運賃相当額まで支給している者には、距離比例額を超える金額について改めて課税する必要があります。なお、この改正は、**平成24年1月1日以降に支給される通勤手当**から対象となります。

マイカー通勤者がいる事業所様においては、今回の改正により新たに課税となる者がいないかを確認の上、給与計算ソフトの設定を変更するなどの対策を取っておく必要があります。

あとがき つちはし事務所より

仮に、100人の会社で1日1時間半の残業を黙認して、残業代を払っていなかったら、ある日突然、1億4000万円払えという内容証明が会社に届くかもしれません。これは、11月11日の社労士会セミナーの中で紹介した話です。（計算式は、所定給与が25万円。月間所定勤務時間が173時間。時間外手当の単価は25万円÷173時間×1.25=1806円。この1.5時間分は「2709円」。これに年間出勤日260日を乗じると「70万4340円」。2年分で「140万8680円」。それが100人で「1億4086万円」となります）
いわゆるサービス残業の問題は、時には会社の存続も危うくなるような大事件に発展します。

「うちも心配だ」という事業所様は、1日も早くつちはし事務所までご相談ください。

通勤手当の非課税額が、年明け1月1日から変更になります。今まで自動車通勤でもバスの定期券の額などで通勤手当を決定していた場合には、非課税となる範囲が変わってきます。給与ソフト等では非課税通勤費と課税通勤費を分けて計算出来るようになっていきますので給与ソフトの設定の変更をお願いします。この際、通勤手当の額そのものを見直したい、給与規程の見直しを行いたいとご希望の場合は、つちはし事務所までご連絡ください。

